

電子消費料金未納分請求最終通達書

分類コード ●●●●●●

この度ご通達致しましたのは、貴殿のご利用された「電子消費料金未納分」について、ご契約会社、および回収業者から委託を受けましたので大至急当局までご連絡下さい。

こちら「電子消費者民法特例法」上、法務省認可通達書となっておりますので、連絡無きお客様につきましてはやむを得ず裁判所からの書類通達後、指定裁判所へ出廷となります。また裁判後の措置と致しまして給与差押さえ及び、動産物・不動産物差押さえを強制執行させていただきますゆえ当局と執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂くようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので承諾の上ご返送ください。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、請求金額・御支払い方法等は当局職員にご確認下さい。以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

裁判取下げ最終期日 平成16年●月●日

(代表) 03-△△△△-××××

管理課 03-△△△△-××××

入金課 03-△△△△-××××

相談課 03-△△△△-××××

営業時間 平日 8:00~18:00 休業日 土・日・祝日

〒●●● - △△△△ 東京都●●区△△×-×-×

法務省認可特殊法人 ○○○○○○

▶ 架空請求はがきの一例

身に覚えのない
「請求はがき」が急増!
「架空請求」は一切無視しましょう

身に覚えのないものは支払う必要はありません!

支払わない場合には「裁判になる」「差し押さえを強制執行する」「勤務先に集金に行く」などの脅しのような文句が書いてあっても、慌てて支払ったりしないようにしましょう。

いったん支払ってしまったお金は戻ってきません。それほどばかりか一度支払うと、後から高額な請求を受けることになります。

絶対に電話をかけた
りしないで!

内容の確認や支払いの意思がないことを伝えるためなどで電話をかけると、電話番号などの個人情報を知られてしまう恐れがあります。

また、相手に脅され、恐くなって言いなりにお金を振り込んでしまったという事例もあります。
一切、連絡をしないようにしましょう。

法務大臣が許可した債権回収会社は、法務省のホームページで確認できます。
<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUSEI/chousai15.html>

法務大臣が許可した債権回収会社は、法務省のホームページで確認できます。
<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUSEI/chousai15.html>

不当請求や消費生活に関する相談窓口

●市役所環境課 (内線 252)

●東濃地域振興局振興課消費生活相談係 (☎ 23111・内線 227)

●岐阜県消費生活センター (☎ 058-265-0999)